

## 愛知県中小企業組織強化資金融資制度要綱

### (目 的)

第 1 この要綱は、中小企業者の協同組織である組合等が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、中小企業の組織の強化と経営基盤の向上に資することを目的とする。

### (資金措置)

第 2 愛知県（以下「県」という。）は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定められた金額（以下「県資金」という。）を別途契約により株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）に預託する。

### (取扱金融機関)

第 3 取扱金融機関は、商工中金とする。

### (融資の種類)

第 4 この制度による融資は、次のとおりとする。

- (1) 短期運転資金
- (2) 災害復旧資金

### (融資枠)

第 5 商工中金は、貸し付けされた県資金に対し、次の額を目処（以下「融資枠」という。）として融資を行うものとする。

短期運転資金及び災害復旧資金 累計 4.5 倍

### (暴力団等の排除)

第 6 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 34 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

### (短期運転資金)

第 7 短期運転資金の融資対象は、次の各号に該当する組合とする。

- (1) 県内に事業所、事務所又は営業所があること。
- (2) 商工中金の融資対象資格があること。

2 短期運転資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資 金 使 途 事業上の運転資金
- (2) 金 額 3 億円以内  
ただし、転貸融資の場合は 1 組合員につき 3,000 万円以内
- (3) 期 間 1 年以内
- (4) そ の 他 利率、貸付方法、返済方法、担保及び保証人は商工中金所定

### (災害復旧資金)

第 8 災害復旧資金の融資対象は、次の各号に該当する組合とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「救助令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する災害が発生し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」

という。)が適用された市町村の区域(これらに準ずるものと知事が認める市町村の区域を含む。地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害により被災したこと。

イ 救助令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し7以上の市町村の区域(自治法第252条の19第1項の都市にあつては、当該市の区の区域とする。)に救助法が適用された当該災害により被災したこと。

(2) 県内に事業所、事務所又は営業所があること。

(3) 商工中金の融資対象資格があること。

2 災害復旧資金の融資条件は、次のとおりである。

(1) 資金使途 災害復旧に必要な設備資金及び運転資金

(2) 金額 8,000万円以内

(3) 期間及び利率 設備資金 7年以内  
                  運転資金 5年以内 } 年1.3パーセント

(4) 貸付方法 証書貸付

(5) 返済方法 据置1年以内の分割返済

(6) 担保及び保証人 商工中金所定

(残高方式)

第9 この制度による資金別融資残高の上限は次のとおりとする。

(1) 短期運転資金 第7第2項第2号に規定する金額

(2) 災害復旧資金 第8第2項第2号に規定する金額

(申込受付期間)

第10 申込みの受付期間は、次のとおりとする。

(1) 短期運転資金

常時

(2) 災害復旧資金

災害発生の日から3か月。ただし、特別の事情があるときは、6か月を超えない範囲内で別に定める日までとする。

2 融資枠に達したときは、前項の規定にかかわらず期間内にあつても締め切ることができるものとする。

(申込受付機関)

第11 申込みの受付機関は、商工中金の県内店舗とする。

(申込書類)

第12 申込みには、商工中金所定の申込書(1通)のほか次の書類を要する。

災害復旧資金の場合

市町村長の発行する罹災証明書、被災証明書等(1通)

(審査決定等)

第13 商工中金は、短期運転資金及び災害復旧資金については申込みの内容を審査し、適切と認めるものについては、速やかに融資を実行するものとする。

(取扱注意)

第14 この制度の略称を、短期運転資金については「組短」、災害復旧資金については「組災」とし、この制度に係る書類には融資の種別に従い、略称を付して他と区別するものとする。

2 商工中金は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また、歩積両建預金等を要求してはな

らない。

3 融資手続等については、この要綱に定めるもののほか商工中金所定の方法に従うものとする。  
(遵守事項)

第15 この制度の利用者は、この要綱及び商工中金との約定を遵守しなければならない。

2 県は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めるときは、商工中金と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第16 県は、この制度の適正な運用を図るため必要があるときは、商工中金に対して指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

(その他)

第17 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年3月10日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けた単県高度化資金に係る貸付機関については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和61年5月26日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年12月1日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けた同県高度化資金に係る貸付期間及び返済方法は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年11月6日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年8月20日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年11月1日から実施する。

2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年2月6日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年3月16日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の改正前に融資した運転資金の残高は、第6に規定する短期運転資金の、高度化事業資金のうち単県高度化資金の残高は、第9に規定する高度化事業資金の、高度化事業資金のうち事業団高度化転貸資金の残高は、第8に規定する長期運転資金の残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成4年8月17日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年9月16日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年11月16日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成5年2月15日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成5年3月22日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、平成5年7月19日から実施する。

2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成5年8月16日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

ただし、7月18日以前に融資申込みしたものについては、7月18日時点の利率を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成5年9月16日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月18日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成5年12月6日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月18日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月12日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年3月20日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月24日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成7年7月17日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年11月5日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年6月6日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年7月25日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成9年10月31日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 6 月 10 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 9 月 20 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けた高度化事業資金に係る貸付期間及び返済方法は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 8 月 13 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から実施し、保証付のものにあつては、同日以降に協会が保証申込を受付たものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 2 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施し、同日以降の融資のものについて適用する。